

鳥取市補助金カルテ

NO.	022	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8022
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	市民国際交流推進事業補助金				
概要	市民団体が実施する本市の国際姉妹都市や交流都市との交流事業の経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1104）戦略的な自治体経営の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民間団体による交流2件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	市民国際交流推進事業費					
R8予算	750千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・鳥取市の民間団体が韓国清州市を訪問 1件 300千円 ・ドイツハーナウ市の市民訪問団が鳥取市を訪問 1件 450千円			R7 (見込)	1	150
				R6	1	250
				R5	1	150
				R4	0	0
				補助率・補助額	2分の1	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体
交付要件	次のすべてに該当すること。（1）鳥取市民を中心に構成される民間団体が事業実施主体であること。（2）本市と姉妹都市等の市民が参画し、市民レベルでの相互理解と友好親善を促進するものであること。（3）原則として、本市又は姉妹都市等において実施すること。（4）営利を目的としないこと。（5）市から別途補助を受けていないこと。
対象経費	渡航運賃、通訳謝金、会場借り上げ料、会場設営費、車両借り上げ料、原材料費、労務費、資料等印刷費、通信費、宿泊料、その他必要と認められる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	023	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8022
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市民間交流促進事業補助金				
概要	市民団体が実施する国内他都市との交流事業の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策0104）戦略的な自治体経営の推進				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民間団体による交流2件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	民間交流促進事業費					
R8予算	150千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	1件×150千円(上限額)			R7 (見込)	2	180
				R6	0	0
				R5	1	150
				R4	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	150千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体
交付要件	次のすべてに該当すること。（1）実施主体が鳥取市民を中心に構成される民間団体であること。（2）鳥取県外の都市の民間団体と交流するもの。（3）本市と鳥取県外の都市の市民が参画し、市民レベルでの交流を促進するものであること。（4）鳥取県外の都市において実施する。（5）営利を目的としない。（6）鳥取市から別途補助を受けていない。
対象経費	交通費、車両借上料、使用料、燃料費、その他必要と認められる経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	024	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化団体育成事業補助金				
概要	研修事業や会報発行などの連合体の組織化活動や、文化団体の育成のための活動拠点の運営等の経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章1・2・3、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	加盟団体数の維持				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化振興費（文化交流課）					
R 8 予算	2,438千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	人件費 1,400千円			R 7 (見込)	1	2,330
	管理経費 935千円			R 6	1	2,088
	会報制作費 103千円			R 5	1	1,991
				R 4	1	2,158
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市文化団体協議会
交付要件	鳥取市文化団体協議会が行う、各種文化団体の育成指導及び鳥取市文化センター内の文化活動ひろばの運営
対象経費	人件費、会報製作費、管理費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	70.2%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 地域の文化芸術活動に欠かせない団体であり、自主財源のない団体であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	025	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8022
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市国内交流補助金				
概要	市民団体が実施する本市と縁のある地域との交流事業の経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策0104）戦略的な自治体経営の推進				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民間団体による交流1件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	民間交流促進事業費					
R8予算	500千円					
R8予算 積算根拠	1件×500千円(上限額)					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	0	0
				R6	1	420
				R5	1	474
				R4	0	0
補助率・補助額	2分の1				上限額	500千円
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体
交付要件	県外の地域及び民間団体と国内相互交流を図る事業で、次に該当するもの。 ・新たな交流先との交流 ・中断していた交流先との交流再開 ・既存交流先との交流分野拡大 ・鳥取県に縁のある伝統芸能の継承地域との交流 ・新たな国内交流先を模索する初期活動 ※派遣及び受入の両方が同一事業年度内にまたは当該事業年度の翌々年度以内に実施されること。
対象経費	旅費、謝金、委託費、使用料等、その他補助事業を実施するために必要と市が認める経費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	026	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市アートスタート活動支援事業補助金				
概要	0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象とした作品鑑賞や公演鑑賞の機会を提供する団体の活動経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章3・5、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民間団体によるイベント等の開催3件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金					
R 8 予算	600千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	4件×150千円			R 7 (見込)	4	550
				R 6	4	578
				R 5	3	378
				R 4	3	443
				補助率・補助額		
特定財源	なし（一般財源のみ）			上限額	150千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等
交付要件	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず未就学児の健全育成に資する活動を行う次のすべての要件を満たしている団体。ただし、保護者会、PTA等、対象範囲を限定して活動を行う団体を除く。
対象経費	講師又は公演団体への謝金及び旅費、公演料及び公演に係る運搬費、印刷費、広報費、会場使用料、消耗品費、通信費、会議費、記録費並びに託児謝金。また、当該年度の早い時期に行われる事業であって、前年度中に広報に着手する必要がある場合に限り、交付申請以前に行われた支出であっても補助対象経費に含めることができる。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県負担1/2・市負担1/4の間接補助金。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	027	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術活動支援補助金				
概要	文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章1・2・3・4・5、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	イベント等の来場者数：4900人（R6実績）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費			
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金							
R 8 予算	3,180千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 8 予算 積算根拠	事業区分(2)大規模公演等3件：放哉の会開催支援450千円・市民音楽祭400千円・鳥取JAZZ 500千円、事業区分(4)郷土文化振興2件：とっとり手踊り・手笠踊りの集い250千円／貝殻節全国大会250千円、事業区分(5)技術力向上：1件×150千円、事業区分(6)市長特認：菊花展280千円／第九鳥取公演900千円			R 7 (見込)	14	6,673		
				R 6	13	5,142		
				R 5	15	4,895		
				R 4	11	5,116		
				補助率・補助額			事業区分により2分の1ほか	
特定財源						上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	文化芸術団体
交付要件	(1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること (2) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること (3) 構成員の過半数が市民であること
対象経費	事業区分(2)(3)(6)会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝 ※(6)はその他事業の実施に必要と認められる経費も追加。 費、消耗品費、役務費、通信運搬費 事業区分(5)会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 交付先が自己財源のない団体であるため。2-7 原則1/2だが、事業区分（6）のみ予算の範囲内で交付。将来的に別要綱で対応予定。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	事業区分(6)は将来的に廃止し、新要綱で対応する等検討を進める。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	一部団体への補助金が長期固定化している。

鳥取市補助金カルテ

NO.	028	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市連合体組織による文化団体活動支援事業補助金（市民文化祭開催補助）				
概要	昭和37年から続く鳥取市民文化祭の活動発表に要する施設使用料や広告費等の費用の一部を助成し、文化芸術活動や地域の活性化を図る。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章1・2・3、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	当該イベントの来場者数15,000人以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金					
R 8 予算	1,800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	1,800千円×1件（鳥取市文化団体協議会）			R 7 (見込)	1	1,800
				R 6	1	1,800
				R 5	1	1,800
				R 4	1	1,800
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市文化団体協議会
交付要件	鳥取市文化団体協議会に加盟する文化団体による市民文化祭開催
対象経費	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費、助成費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	○

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 連合体組織を通じて加盟する文化団体への助成を行い、団体相互のつながりを強化するとともに、効率的な活動支援をするため。要綱上補助率の設定はないが、補助額180万のうち、文団協支出経費8万円。残り165万円を市民文化祭開催41団体へ交付率約35%で交付。7万円を3団体へ50%で交付。
公益性	-
公平性	4-1 地域の文化芸術活動に欠かせない団体であり、活動の促進と市民への鑑賞機会の提供に高い効果があるため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	029	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市文化芸術活動支援補助金（舞台芸術×地域活性化事業費）				
概要	文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章1・2・3・5・6・7、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鳥の演劇祭来場者数：2,601人（R6）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	舞台芸術×地域活性化事業費					
R 8 予算	2,082千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	事業収支予算書により算出。			R 7 (見込)	1	2,500
				R 6	1	2,500
				R 5	1	1,000
				R 4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった文化芸術団体
交付要件	(1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること (2) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること (3) 構成員の過半数が市民であること
対象経費	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費、その他事業の実施に必要と認められる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 舞台芸術を活用し、演劇を通して本市の福祉行政や文化行政に貢献している団体であり、自主財源に乏しい団体であるため。
公益性	-
公平性	4-1 事業内容は毎年見直しを行っており、R6年度R7年度は積算の上で同額となったもの。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助金額に変動はあるが、同一団体への固定化された補助となっている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	030	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市連合体組織による文化芸術活動支援事業補助金（文化団体（連合体）組織育成補助）				
概要	各総合支所地域で、文化団体及び個人をもって組織され、相互の資質向上と文化芸術活動を行っている連合体組織の活動を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章 1・2・3、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	加盟文化団体数の維持				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化振興費（文化交流課）					
R 8 予算	735千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・均等割 10千円×8地域 ・団体割 5千円×131団体（国府 12団体、福部 12団体、河原 29団体、用瀬 12団体、佐治 12団体、気高 19団体、鹿野 21団体、青谷 14団体）			R 7 (見込)	7	660
				R 6	7	670
				R 5	8	690
				R 4	8	715
補助率・補助額	均等割			上限額	5千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	総合支所地域の文化団体協議会
交付要件	各総合支所地域で、文化芸術活動を行う個人及び文化団体をもって組織された連合体組織で （１）市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること （２）規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること
対象経費	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費、助成費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 均等割、団体割の交付額を定めている。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	031	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市文化芸術活動支援補助金（公演・作品展示会等開催事業）				
概要	芸術家及び文化芸術団体が市内で自ら行う創造的な作品展示又は舞台公演等の開催を支援し、自主的な活動の促進を図る。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章2、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	R8	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交付件数：舞台公演5件、作品展示会5件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	出会い・つながり・花ひらく文化芸術推進事業費					
R 8 予算	1,500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	公演等5件×200千円、作品展示5件×100千円			R 7 (見込)	0	0
				R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額		2分の1		上限額	200千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった芸術家又は文化芸術団体
交付要件	本市に在住し美術工芸作品等の創作活動を行っている者が、市内の民間ギャラリーにおいて交付対象者自身の作品を含む美術工芸作品等を展示に要する経費に対して交付する。 本市に活動拠点のある文化芸術団体が、市内で自ら行う創造的な舞台公演等（周年事業を除き、定例的に実施する事業は対象外）の開催に要する経費に対して交付する。
対象経費	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算（支払）する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	032	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市国民文化祭参加補助金交付要綱				
概要	文化芸術団体が国民文化祭へ参加するための経費を支援する。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章6、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	国民文化祭への参加2団体				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金					
R 8 予算	450千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	国民文化祭参加事業2件：450千円			R 7 (見込)	14	6,673
				R 6	13	5,142
				R 5	15	4,895
				R 4	11	5,116
補助率・補助額	4分の1			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった文化芸術団体
交付要件	(1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること (2) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること (3) 構成員の過半数が市民であること
対象経費	旅費（交通費及び宿泊費）、使用料及び賃借料、輸送料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	033	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市伝統・郷土芸能団体備品整備補助金				
概要	伝統郷土芸能保存用具整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針第2章4、鳥取市文化芸術振興条例第6条				
創設年度	R08	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助件数2件以上※予算額に対し、上限50万のため				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金					
R8予算	1,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	200千円×5件			R7 (見込)	0	0
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	500千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった文化芸術団体
交付要件	(1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること (2) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること (3) 構成員の過半数が市民であること (4) 地域における活動実態があること
対象経費	修繕費、備品購入費、消耗品費、輸送料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-